

高知県公報	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	8
<b>告 示</b>	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	14
◎高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定（地域観光課）	14
◎高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定（森づくり推進課）	14
○道路の供用開始（道 路 課）	14
<b>公 告</b>	
○令和5年度調理師試験の実施（保健政策課）	14
○肥料の登録の有効期間の更新（環境農業推進課）	15
○普通肥料の検査の結果の概要（ " " ）	15
○特殊肥料の検査の結果の概要（ " " ）	15
○開発許可の特例に係る開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	16

-----  
規 則  
-----

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第15号**

**高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則**

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「高知県立高知西高等学校」を「高知県立高知国際高等

学校」に、「高知県立高知東高等学校 高知県立高知南高等学校」を「高知県立高知東高等学校」に、「高知県幡多土木事務所 土佐清水事務所 高知県立安芸高等学校」を「高知県幡多土木事務所 土佐清水事務所」に、「高知県立安芸桜ヶ丘高等学校」を「高知県立安芸高等学校」に、「高知県水産試験場 高知県水産試験場古満目分場」を「高知県水産試験場」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（次項において「旧規則」という。）の規定により納付すべき職員駐車場の利用料については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の規定にかかわらず、旧規則別表に掲げる高知県立安芸高等学校に係る管理者が管理する職員駐車場に係る利用料の額は、1台分当たり月額300円とする。

~~~~~

高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第16号**

**高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則**

高知県旅館業法施行細則（平成5年高知県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表の2の(11)」を「別表の2の(13)」に改める。

別記第1号様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - (2) 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
  - (3) 申請者及び法定代理人が必要なときは、その法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。)又は申請者である法人の業務を行う役員全員の住所、氏名(振り仮名を付けてください。)、生年月日及び性別を記載した書面
  - (4) 位置図(営業施設の周囲おおむね200メートル以内の地域の状況を明らかにした図面で、営業施設の周囲おおむね100メートル以内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設又は社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設がある場合は、その施設からの距離を詳細に記載してください。)
  - (5) 営業施設の構造設備を示した図面等
    - ア 営業施設の配置図(外構図)及び平面図(敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、ボイラ一室、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの)
    - イ 湯水の配管系統図(貯湯槽、給水栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。)
    - ウ ア及びイに掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要があると認める図面等
  - (6) 宿泊施設の構造設備の仕様書(別紙1及び別紙2による。)
  - (7) 入浴施設の構造設備の仕様書(別紙3による。)
  - (8) 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書
  - (9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し
  - (10) 消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面(消防法令適合通知書の写し)
- 2 申請者が旅館業営業を譲り受けた場合において、(1)に掲げる事項の記載内容に変更がないときは、旅館業営業を譲り受けたことを証する書類を提出することにより、変更がない事項の記載及び当該事項に係る(2)に掲げる書類の添付を省略することができます。
- (1) 「営業の種類」欄、「営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかの施設であるときは、その旨、営業期間等」欄又は「営業施設の構造設備の概要」欄に掲げる事項
  - (2) 1の(4)から(7)までに掲げる書類

別記第1号様式の別紙を次のように改める。



## 別紙3

## 入浴施設の構造設備の仕様書

## 1 浴室

| 項目              | 男性用                                                                                            | 女性用                                                                      | 管理者<br>確認欄               |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 設置構造            | 男女別に設け、男女の浴室双方及び外部から見通すことができない構造であること。                                                         |                                                                          | <input type="checkbox"/> |
| 開放式の窓又は換気設備     | 開放式窓（ <input type="checkbox"/> 箇所）<br>換気設備（ <input type="checkbox"/> 箇所）                       | 開放式窓（ <input type="checkbox"/> 箇所）<br>換気設備（ <input type="checkbox"/> 箇所） | <input type="checkbox"/> |
| 照明設備            | 照度（ <input type="checkbox"/> ルクス）                                                              | 照度（ <input type="checkbox"/> ルクス）                                        | <input type="checkbox"/> |
| 給水栓（洗い場）        | 給水栓（ <input type="checkbox"/> 個）<br>間隔（ <input type="checkbox"/> cm）                           | 給水栓（ <input type="checkbox"/> 個）<br>間隔（ <input type="checkbox"/> cm）     | <input type="checkbox"/> |
| 給湯栓（洗い場）        | 給湯栓（ <input type="checkbox"/> 個）<br>間隔（ <input type="checkbox"/> cm）                           | 給湯栓（ <input type="checkbox"/> 個）<br>間隔（ <input type="checkbox"/> cm）     | <input type="checkbox"/> |
| シャワー設備          | 個                                                                                              | 個                                                                        | <input type="checkbox"/> |
| 床面の材質及び適当な勾配の有無 | 材質（ <input type="checkbox"/> ）<br><input type="checkbox"/> 適当な勾配                               | 材質（ <input type="checkbox"/> ）<br><input type="checkbox"/> 適当な勾配         | <input type="checkbox"/> |
| 使用後の湯水等の浴槽内流入   | 洗い場で使用された湯水及びオーバーフロー水が流入しない構造であること。                                                            |                                                                          | <input type="checkbox"/> |
| 屋外の浴槽           | 男女別に設け、男女の浴室双方及び外部から見通すことができない構造であること。<br>浴槽に附帯する通路等は、脱衣室、浴室等屋内の保温された部分から直接出入りすることができる構造であること。 |                                                                          | <input type="checkbox"/> |
| 備考              |                                                                                                |                                                                          |                          |

- 備考 1 「照明設備」欄は、床面における照度（ルクス）を可能な限り自主測定した上で記入してください。
- 2 「床面の材質及び適当な勾配」欄の「適当な勾配」とは、洗い場で使用された湯水等が滞留することのない適当な勾配が設けられていることをいいます。

## 2 脱衣室等

| 項目              | 男性用                                                                      | 女性用                                                                      | 管理者<br>確認欄               |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 設置構造            | 男女別に設け、男女の脱衣室双方及び外部から見通すことができない構造であること。                                  |                                                                          | <input type="checkbox"/> |
| 開放式の窓又は換気設備     | 開放式窓（ <input type="checkbox"/> 箇所）<br>換気設備（ <input type="checkbox"/> 箇所） | 開放式窓（ <input type="checkbox"/> 箇所）<br>換気設備（ <input type="checkbox"/> 箇所） | <input type="checkbox"/> |
| 照明設備（下足場は、[ ]内） | 照度（ <input type="checkbox"/> ルクス）<br>[ <input type="checkbox"/> ルクス]     | 照度（ <input type="checkbox"/> ルクス）<br>[ <input type="checkbox"/> ルクス]     | <input type="checkbox"/> |
| 衣類その他の保管設備      | ロッカー（ <input type="checkbox"/> 人分）<br>棚（ <input type="checkbox"/> 人分）    | ロッカー（ <input type="checkbox"/> 人分）<br>棚（ <input type="checkbox"/> 人分）    | <input type="checkbox"/> |
| 備考              |                                                                          |                                                                          |                          |

- 備考 1 「照明設備」欄は、床面における照度（ルクス）を可能な限り自主測定した上で記入してください。
- 2 この表に記入したものの以外に脱衣室等がある場合は、別様に記載した書類を添えてください。

3 サウナ室：有 無

| 項目                | 男性用                                                                                                | 女性用                                                                                                | 管理者<br>確認欄               |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 床面の面積             | m <sup>2</sup>                                                                                     | m <sup>2</sup>                                                                                     | <input type="checkbox"/> |
| 床面、内壁及び天井の材質      | 床面（ <input type="checkbox"/> ）<br>内壁（ <input type="checkbox"/> ）<br>天井（ <input type="checkbox"/> ） | 床面（ <input type="checkbox"/> ）<br>内壁（ <input type="checkbox"/> ）<br>天井（ <input type="checkbox"/> ） | <input type="checkbox"/> |
| 温度調節装置及び温度計の有無    | <input type="checkbox"/> 温度調節装置<br><input type="checkbox"/> 温度計                                    | <input type="checkbox"/> 温度調節装置<br><input type="checkbox"/> 温度計                                    | <input type="checkbox"/> |
| 室内を見通すことができる窓     | 有 ・ 無                                                                                              | 有 ・ 無                                                                                              | <input type="checkbox"/> |
| 蒸気又は熱気の放出口及び放熱パイプ | 入浴者に直接接触しない構造であること。                                                                                |                                                                                                    | <input type="checkbox"/> |
| 備考                |                                                                                                    |                                                                                                    |                          |

4 浴槽 (男性用)

| 浴槽名 | 浴槽面積<br>(内法)   | 浴槽容量           | 原水の種類      | 循環<br>系統 | ろ過器                         | 飛沫                       |
|-----|----------------|----------------|------------|----------|-----------------------------|--------------------------|
|     | m <sup>2</sup> | m <sup>3</sup> | 水道水・地下水・温泉 |          | 有 ( m <sup>3</sup> /h ) ・ 無 | <input type="checkbox"/> |
|     | m <sup>2</sup> | m <sup>3</sup> | 水道水・地下水・温泉 |          | 有 ( m <sup>3</sup> /h ) ・ 無 | <input type="checkbox"/> |
|     | m <sup>2</sup> | m <sup>3</sup> | 水道水・地下水・温泉 |          | 有 ( m <sup>3</sup> /h ) ・ 無 | <input type="checkbox"/> |
|     | m <sup>2</sup> | m <sup>3</sup> | 水道水・地下水・温泉 |          | 有 ( m <sup>3</sup> /h ) ・ 無 | <input type="checkbox"/> |
| 総面積 | m <sup>2</sup> |                |            |          |                             |                          |
| 備考  |                |                |            |          |                             |                          |

- 備考 1 「循環系統」欄は、同じ系統の浴槽をアルファベット等で記入してください。  
 2 ろ過器を有する場合は、「ろ過器」欄に1時間当たりのろ過容量を記入してください。  
 3 気泡発生装置等により飛沫が発生する場合は、「飛沫」欄にチェックを入れてください。  
 4 記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添えてください。

5 浴槽 (女性用)

| 浴槽名 | 浴槽面積<br>(内法)   | 浴槽容量           | 原水の種類      | 循環<br>系統 | ろ過器                         | 飛沫                       |
|-----|----------------|----------------|------------|----------|-----------------------------|--------------------------|
|     | m <sup>2</sup> | m <sup>3</sup> | 水道水・地下水・温泉 |          | 有 ( m <sup>3</sup> /h ) ・ 無 | <input type="checkbox"/> |
|     | m <sup>2</sup> | m <sup>3</sup> | 水道水・地下水・温泉 |          | 有 ( m <sup>3</sup> /h ) ・ 無 | <input type="checkbox"/> |
|     | m <sup>2</sup> | m <sup>3</sup> | 水道水・地下水・温泉 |          | 有 ( m <sup>3</sup> /h ) ・ 無 | <input type="checkbox"/> |
|     | m <sup>2</sup> | m <sup>3</sup> | 水道水・地下水・温泉 |          | 有 ( m <sup>3</sup> /h ) ・ 無 | <input type="checkbox"/> |
| 総面積 | m <sup>2</sup> |                |            |          |                             |                          |
| 備考  |                |                |            |          |                             |                          |

- 備考 1 「循環系統」欄は、同じ系統の浴槽をアルファベット等で記入してください。  
 2 ろ過器を有する場合は、「ろ過器」欄に1時間当たりのろ過容量を記入してください。  
 3 気泡発生装置等により飛沫が発生する場合は、「飛沫」欄にチェックを入れてください。  
 4 記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添えてください。

6 浴槽 (その他) : 有 無

| 浴槽名 | 浴槽面積<br>(内法)   | 浴槽容量           | 原水の種類      | 循環<br>系統 | ろ過器                         | 飛沫                       |
|-----|----------------|----------------|------------|----------|-----------------------------|--------------------------|
|     | m <sup>2</sup> | m <sup>3</sup> | 水道水・地下水・温泉 |          | 有 ( m <sup>3</sup> /h ) ・ 無 | <input type="checkbox"/> |
|     | m <sup>2</sup> | m <sup>3</sup> | 水道水・地下水・温泉 |          | 有 ( m <sup>3</sup> /h ) ・ 無 | <input type="checkbox"/> |
| 備考  |                |                |            |          |                             |                          |

- 備考 1 「循環系統」欄は、同じ系統の浴槽をアルファベット等で記入してください。  
 2 ろ過器を有する場合は、「ろ過器」欄に1時間当たりのろ過容量を記入してください。  
 3 気泡発生装置等により飛沫が発生する場合は、「飛沫」欄にチェックを入れてください。  
 4 記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添えてください。

7 給水及び消毒の状況

|                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| 水道水の供給             | 直結 ・ 専用水道 ・ 簡易専用水道 ・ その他 ・ 不明 |
| 貯水槽                | 有 (有効容量 m <sup>3</sup> ) ・ 無  |
| 飲料水原水              | 水道水 ・ 地下水 ・ 温泉水               |
| 浴室の給水栓、給湯栓及びシャワー原水 | 水道水 ・ 地下水 ・ 温泉水               |
| 備考                 |                               |

## 8 構造設備の基準適合状況

| 構造設備                   | 基準及び該当設備の有無                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 管理者確認欄                                                      |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 貯湯槽                    | 通常の使用状態において、湯水の温度を摂氏60度以上、かつ、最大使用時においても湯水の温度を摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置していること。これにより難い場合は、貯湯槽内の湯水の消毒ができる構造であること。<br>-----<br>湯水を完全に排水することができる構造であること。<br>-----<br><input type="checkbox"/> 貯湯槽なし <input type="checkbox"/> 貯湯槽あり                                                                               | <input type="checkbox"/> 適合<br><input type="checkbox"/> 非該当 |
| ろ過器                    | 1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。                                                                                                                                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 適合<br><input type="checkbox"/> 非該当 |
| 集毛器                    | ろ過器の前に置かれていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <input type="checkbox"/> 適合<br><input type="checkbox"/> 非該当 |
| 浴槽水の循環設備               | 連日使用している浴槽水は、浴槽の水面下で補給される構造であること。<br>-----<br>浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること。<br>-----<br><input type="checkbox"/> 掲示物等あり <input type="checkbox"/> その他（ ）                                                                                                                                                       | <input type="checkbox"/> 適合<br><input type="checkbox"/> 非該当 |
| 消毒装置等                  | 塩素系薬剤の注入口又は投入口は、原則として浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。                                                                                                                                                                                                                                                             | <input type="checkbox"/> 適合<br><input type="checkbox"/> 非該当 |
| オーバーフロー還水管及びオーバーフロー回収槽 | オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽内の湯水を浴用に供する構造でないこと。これにより難い場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。<br>（1）オーバーフロー還水管が直接循環配管に接続されていないこと。<br>（2）オーバーフロー回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃を容易に行うことができる位置又は構造であること。<br>（3）オーバーフロー回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられていること。<br>-----<br><input type="checkbox"/> オーバーフロー水の利用なし <input type="checkbox"/> オーバーフロー水の利用あり | <input type="checkbox"/> 適合<br><input type="checkbox"/> 非該当 |
| 気泡発生装置等                | 空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。<br>-----<br>点検、清掃及び排水が可能な構造であること。<br>-----<br><input type="checkbox"/> 気泡発生装置等なし <input type="checkbox"/> 気泡発生装置等あり                                                                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 適合<br><input type="checkbox"/> 非該当 |
| 水位計                    | 配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式の構造であること。<br>-----<br><input type="checkbox"/> 配管方式 <input type="checkbox"/> センサー方式 <input type="checkbox"/> 水位計なし                                                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 適合<br><input type="checkbox"/> 非該当 |
| 調節箱                    | 清掃を容易に行うことができ、薬剤注入口を設ける等塩素系薬剤等で消毒することができる構造であること。<br>-----<br><input type="checkbox"/> 調節箱なし <input type="checkbox"/> 調節箱あり（ <input type="checkbox"/> 薬剤注入口あり <input type="checkbox"/> 薬剤注入口なし）                                                                                                           | <input type="checkbox"/> 適合<br><input type="checkbox"/> 非該当 |
| 配管                     | 配管内の湯水を完全に排水することができる構造であること。<br>-----<br><input type="checkbox"/> 滞留箇所なし <input type="checkbox"/> 滞留箇所あり（ <input type="checkbox"/> 排水弁あり <input type="checkbox"/> その他（ ））                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 適合<br><input type="checkbox"/> 非該当 |

|           |                                       |                                                             |
|-----------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 屋内及び屋外の浴槽 | 屋外の浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水に混じることのない構造であること。 | <input type="checkbox"/> 適合<br><input type="checkbox"/> 非該当 |
| 備考        |                                       |                                                             |

## 9 管理者

|    |  |        |  |
|----|--|--------|--|
| 氏名 |  | 緊急時連絡先 |  |
| 住所 |  |        |  |

別記第5号様式を次のように改める。

**第5号様式**（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名

電話番号

旅館業営業許可申請書等記載事項変更届出書

旅館業営業許可申請書又は営業者地位承継に係る承認申請書に記載した事項について変更がありましたので、旅館業法施行規則第4条の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

|        |                    |      |     |
|--------|--------------------|------|-----|
| 営業施設   | 所在地                | 郵便番号 |     |
|        | 名称                 | 電話番号 |     |
|        | 許可（承認）指令番号         | 第    | 号   |
|        | 許可（承認）指令年月日        | 年    | 月 日 |
| 営業の種類別 | 旅館・ホテル ・ 簡易宿所 ・ 下宿 |      |     |
| 変更事項   | 変更前                | 変更後  |     |
| 変更年月日  | 年 月 日              |      |     |

注 1 次に掲げる書類又は変更の内容を確認することができる書類を添えてください。

(1) 営業施設の構造設備に係る事項を変更した場合は、次に掲げる書類

ア 営業施設の構造設備を示した図面等

(ア) 営業施設の配置図（外構図）及び平面図（敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、ボイラー室、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの）

(イ) 湯水の配管系統図（貯湯槽、給水栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。）

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要であると認める図面等

イ 宿泊施設の構造設備の仕様書（別記第1号様式別紙1及び別紙2による。）

ウ 入浴施設の構造設備の仕様書（別記第1号様式別紙3による。）

エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し

オ 消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面（消防法令適合通知書の写し）

(2) 営業者の住所を変更した場合は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(3) 営業者の氏名を変更した場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書並びに営業者及び法定代理人が必要ときは、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。）の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面

(4) 営業者の主たる事務所の所在地を変更した場合は、登記事項証明書

(5) 営業者の名称を変更した場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書

(6) 営業者の代表者を変更した場合は、登記事項証明書並びに営業者である法人の業務を行う役員全員の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面

2 変更があった日から10日以内に届け出てください。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第17号****高知県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則**

高知県公衆浴場法施行細則（平成7年高知県規則第126号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表の2の(11)」を「別表の2の(13)」に改める。

別記第1号様式中「別紙2による。」を「別添営業施設の構造設備を示した図面等及び別紙1による。」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - (2) 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
  - (3) 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書
  - (4) 営業施設の構造設備を示した図面等
    - ア 営業施設の配置図（外構図）及び平面図（敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、ポイラー室、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの）
    - イ 湯水の配管系統図（貯湯槽、給水栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。）
    - ウ ア及びイに掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要であると認める図面等
  - (5) 一般公衆浴場の場合は、その周囲300メートル以内の見取図並びに最寄りの一般公衆浴場の名称及びその一般公衆浴場までの距離を明らかにした書類
  - (6) その他の公衆浴場の場合は、位置図
  - (7) 温泉を利用する公衆浴場の場合は、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の規定による温泉の利用の許可に係る許可証の写し
  - (8) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場の場合は、別紙2によるその含有物質又は医薬品等の名称等を記載した書面
  - (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し又は同法第7条の6第1項ただし書の規定に基づく仮使用の承認書の写し
  - (10) 蒸気又は熱気を使用する公衆浴場の場合は、消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面（消防法令適合通知書の写し）
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。
- 3 申請者が公衆浴場の営業を譲り受けた場合において、(1)に掲げる事項の記載内容に変更がないときは、公衆浴場の営業を譲り受けたことを証する書類を提出することにより、変更がない事項の記載及び当該事項に係る(2)に掲げる書類の添付を省略することができます。
- (1) 「公衆浴場」の「種類」欄又は「営業施設の構造設備」欄に掲げる事項
  - (2) 1の(4)から(8)までに掲げる書類

別記第1号様式の別紙を次のように改める。

## 別紙1

## 営業施設の構造設備の仕様書

## 1 浴室

項目	男性用	女性用	管理者 確認欄
設置構造	男女別に設け、男女の浴室双方及び外部から見通すことができない構造であること。		<input type="checkbox"/>
開放式の窓又は換気設備	開放式窓（ <input type="checkbox"/> 箇所） 換気設備（ <input type="checkbox"/> 箇所）	開放式窓（ <input type="checkbox"/> 箇所） 換気設備（ <input type="checkbox"/> 箇所）	<input type="checkbox"/>
照明設備	照度（ <input type="checkbox"/> ルクス）	照度（ <input type="checkbox"/> ルクス）	<input type="checkbox"/>
給水栓（洗い場）	給水栓（ <input type="checkbox"/> 個） 間隔（ <input type="checkbox"/> cm）	給水栓（ <input type="checkbox"/> 個） 間隔（ <input type="checkbox"/> cm）	<input type="checkbox"/>
給湯栓（洗い場）	給湯栓（ <input type="checkbox"/> 個） 間隔（ <input type="checkbox"/> cm）	給湯栓（ <input type="checkbox"/> 個） 間隔（ <input type="checkbox"/> cm）	<input type="checkbox"/>
シャワー設備	<input type="checkbox"/> 個	<input type="checkbox"/> 個	<input type="checkbox"/>
床面の材質及び適当な勾配の有無	材質（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 適当な勾配	材質（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 適当な勾配	<input type="checkbox"/>
使用後の湯水等の浴槽内流入	洗い場で使用された湯水及びオーバーフロー水が流入しない構造であること。		<input type="checkbox"/>
屋外の浴槽	男女別に設け、男女の浴室双方及び外部から見通すことができない構造であること。 浴槽に附帯する通路等は、脱衣室、浴室等屋内の保温された部分から直接出入りすることができる構造であること。		<input type="checkbox"/>
備考			

備考 1 「照明設備」欄は、床面における照度（ルクス）を可能な限り自主測定した上で記入してください。

2 「床面の材質及び適当な勾配」欄の「適当な勾配」とは、洗い場で使用された湯水等が滞留することのない適当な勾配が設けられていることをいいます。

## 2 脱衣室等

項目	男性用	女性用	管理者 確認欄
設置構造	男女別に設け、男女の脱衣室双方及び外部から見通すことができない構造であること。		<input type="checkbox"/>
開放式の窓又は換気設備	開放式窓（ 換気設備（ 箇所 箇所）	開放式窓（ 換気設備（ 箇所 箇所）	<input type="checkbox"/>
照明設備（下足場は、[ ]内）	照度（ ルクス） [ ルクス]	照度（ ルクス） [ ルクス]	<input type="checkbox"/>
衣類その他の保管設備	ロッカー（ 棚（ 人分 人分）	ロッカー（ 棚（ 人分 人分）	<input type="checkbox"/>
備考			

- 備考 1 「照明設備」欄は、床面における照度（ルクス）を可能な限り自主測定した上で記入してください。
- 2 この表に記入したもの以外に脱衣室等がある場合は、別様に記載した書類を添えてください。

## 3 サウナ室：□有 □無

項目	男性用	女性用	管理者 確認欄
床面の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/>
床面、内壁及び天井の材質	床面（ 内壁（ 天井（ ） ） ）	床面（ 内壁（ 天井（ ） ） ）	<input type="checkbox"/>
温度調節装置及び温度計の有無	<input type="checkbox"/> 温度調節装置 <input type="checkbox"/> 温度計	<input type="checkbox"/> 温度調節装置 <input type="checkbox"/> 温度計	<input type="checkbox"/>
室内を見通すことができる窓	有 ・ 無	有 ・ 無	<input type="checkbox"/>
蒸気又は熱気の放出口及び放熱パイプ	入浴者に直接接触しない構造であること。		<input type="checkbox"/>
備考			

## 4 浴槽（男性用）

浴槽名	浴槽面積 (内法) のり	浴槽容量	原水の種類	循環 系統	ろ過器	飛沫 まつ
	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	水道水・地下水・温泉		有（ m <sup>3</sup> /h ）・無	<input type="checkbox"/>
	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	水道水・地下水・温泉		有（ m <sup>3</sup> /h ）・無	<input type="checkbox"/>
	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	水道水・地下水・温泉		有（ m <sup>3</sup> /h ）・無	<input type="checkbox"/>
	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	水道水・地下水・温泉		有（ m <sup>3</sup> /h ）・無	<input type="checkbox"/>
総面積	m <sup>2</sup>					
備考						

- 備考 1 「循環系統」欄は、同じ系統の浴槽をアルファベット等で記入してください。
- 2 ろ過器を有する場合は、「ろ過器」欄に1時間当たりのろ過容量を記入してください。
- 3 気泡発生装置等により飛沫<sup>まつ</sup>が発生する場合は、「飛沫<sup>まつ</sup>」欄にチェックを入れてください。
- 4 記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添えてください。

## 5 浴槽（女性用）

浴槽名	浴槽面積 (内法) のり	浴槽容量	原水の種類	循環 系統	ろ過器	飛沫 まつ
	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	水道水・地下水・温泉		有（ m <sup>3</sup> /h ）・無	<input type="checkbox"/>
	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	水道水・地下水・温泉		有（ m <sup>3</sup> /h ）・無	<input type="checkbox"/>
	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	水道水・地下水・温泉		有（ m <sup>3</sup> /h ）・無	<input type="checkbox"/>
	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	水道水・地下水・温泉		有（ m <sup>3</sup> /h ）・無	<input type="checkbox"/>
総面積	m <sup>2</sup>					
備考						

- 備考 1 「循環系統」欄は、同じ系統の浴槽をアルファベット等で記入してください。
- 2 ろ過器を有する場合は、「ろ過器」欄に1時間当たりのろ過容量を記入してください。
- 3 気泡発生装置等により飛沫<sup>まつ</sup>が発生する場合は、「飛沫<sup>まつ</sup>」欄にチェックを入れてください。
- 4 記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添えてください。

6 浴槽（その他）：有 無

浴槽名	浴槽面積 (内法) ㎡	浴槽容量 m <sup>3</sup>	原水の種類	循環 系統	ろ過器	飛沫 まっ
	㎡	m <sup>3</sup>	水道水・地下水・温泉		有 ( m <sup>3</sup> /h ) ・無	<input type="checkbox"/>
	㎡	m <sup>3</sup>	水道水・地下水・温泉		有 ( m <sup>3</sup> /h ) ・無	<input type="checkbox"/>
備考						

- 備考 1 「循環系統」欄は、同じ系統の浴槽をアルファベット等で記入してください。  
 2 ろ過器を有する場合は、「ろ過器」欄に1時間当たりのろ過容量を記入してください。  
 3 気泡発生装置等により飛沫が発生する場合は、「飛沫」欄にチェックを入れてください。  
 4 記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添えてください。

7 給水及び消毒の状況

水道水の供給	直結 ・ 専用水道 ・ 簡易専用水道 ・ その他 ・ 不明
貯水槽	有 (有効容量 m <sup>3</sup> ) ・ 無
飲料水原水	水道水 ・ 地下水 ・ 温泉水
浴室の給水栓、給湯栓及びシャワー原水	水道水 ・ 地下水 ・ 温泉水
備考	

8 構造設備の基準適合状況

構造設備	基準及び該当設備の有無	管理者確認欄
貯湯槽	通常の使用状態において、湯水の温度を摂氏60度以上、かつ、最大使用時においても湯水の温度を摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置していること。これにより難い場合は、貯湯槽内の湯水の消毒ができる構造であること。 湯水を完全に排水することができる構造であること。 <input type="checkbox"/> 貯湯槽なし <input type="checkbox"/> 貯湯槽あり	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非該当
ろ過器	1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非該当
集毛器	ろ過器の前に置かれていること。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非該当
浴槽水の循環設備	連日使用している浴槽水は、浴槽の水面下で補給される構造であること。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非該当
	浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること。 <input type="checkbox"/> 揭示物等あり <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非該当
消毒装置等	塩素系薬剤の注入口又は投入口は、原則として浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非該当
オーバーフロー還水管及びオーバーフロー回収槽	オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽内の湯水を浴用に供する構造でないこと。これにより難い場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) オーバーフロー還水管が直接循環配管に接続されていないこと。 (2) オーバーフロー回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃を容易に行うことができる位置又は構造であること。 (3) オーバーフロー回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられていること。 <input type="checkbox"/> オーバーフロー水の利用なし <input type="checkbox"/> オーバーフロー水の利用あり	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非該当
気泡発生装置等	空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。 点検、清掃及び排水が可能な構造であること。 <input type="checkbox"/> 気泡発生装置等なし <input type="checkbox"/> 気泡発生装置等あり	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非該当
水位計	配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式の構造であること。 <input type="checkbox"/> 配管方式 <input type="checkbox"/> センサー方式 <input type="checkbox"/> 水位計なし	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非該当
調節箱	清掃を容易に行うことができ、薬剤注入口を設ける等塩素系薬剤等で消毒することができる構造であること。 <input type="checkbox"/> 調節箱なし <input type="checkbox"/> 調節箱あり ( <input type="checkbox"/> 薬剤注入口あり <input type="checkbox"/> 薬剤注入口なし )	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非該当
配管	配管内の湯水を完全に排水することができる構造であること。 <input type="checkbox"/> 滞留箇所なし <input type="checkbox"/> 滞留箇所あり ( <input type="checkbox"/> 排水弁あり <input type="checkbox"/> その他 ( ) )	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非該当

屋内及び 屋外の浴 槽	屋外の浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水に混じることのない構造で あること。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非該当
備考		

## 9 管理者

氏名		緊急時連絡先	
住所			

## 別紙2

含有物質又は医薬品等の名称等

名称		効能	
成分		禁忌症	
用法		入浴方法	
用量		入浴上の 注意	

注 公の機関が発行したその含有物質の分析表若しくはその成分に関する証明書又はその医薬品等の製造元を明らかにした書類を添えてください。

別記第10号様式を次のように改める。

**第10号様式**（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号  
 住所  
 氏名  
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
 及び代表者の職・氏名  
 電話番号  
 生年月日 年 月 日

公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届

公衆浴場営業許可申請書又は公衆浴場営業者地位承継届に記載した事項について変更がありましたので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公衆浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）	
	営業許可番号	第	号
	営業許可年月日	年	月 日
変更事項	変更前		変更後
変更年月日	年 月 日		

注 1 次に掲げる書類又は変更の内容を確認することができる書類を添えてください。

- (1) 営業施設の構造設備に係る事項を変更した場合は、次に掲げる書類
    - ア 営業施設の構造設備を示した図面等
      - (ア) 営業施設の配置図（外構図）及び平面図（敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、ボイラー室、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの）
      - (イ) 湯水の配管系統図（貯湯槽、給水栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。）
      - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要であると認める図面等
    - イ 営業施設の構造設備の仕様書（別記第1号様式別紙1による。）
    - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し
    - エ 蒸気又は熱気を使用する場合は、消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面（消防法令適合通知書の写し）
  - (2) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合は、その含有物質又は医薬品等の名称等を記載した書面（別記第1号様式別紙2による。）
  - (3) 営業者の住所を変更した場合は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - (4) 営業者の氏名を変更した場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書
  - (5) 営業者の主たる事務所の所在地を変更した場合は、登記事項証明書
  - (6) 営業者の名称を変更した場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
  - (7) 営業者の代表者を変更した場合は、登記事項証明書
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。
  - 3 変更があった日から10日以内に届け出てください。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 告 示

## 高知県告示第150号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日  
マック須崎調剤 須崎市西崎町6番15号 令5・3・1  
薬局

## 高知県告示第151号

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例（昭和49年高知県条例第46号）第10条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第14条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称  
高知県立足摺海洋館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
土佐清水市三崎4032番地  
株式会社高知県観光開発公社
- 3 指定期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

## 高知県告示第152号

森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第6号）第19条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称  
高知県立森林研修センター研修館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
南国市双葉台7番地1  
公益財団法人高知県山村林業振興基金
- 3 指定期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

## 高知県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年3月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 439号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町木屋ケ内字 上ミ大川平623番6から 高岡郡四万十町大正大奈路 字川平山995番1まで	900	令和5年3月27 日

## 公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により令和5年度調理師試験を次のとおり行う。

なお、調理師試験の実施に関する事務は、同条第2項の規定に基づき指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時  
令和5年10月28日（土）午後1時30分から
- 2 試験の場所
  - (1) 高知会場  
高知市朝倉戊375番地1 高知県立ふくし交流プラザ
  - (2) 安芸会場  
安芸市西浜190番地1 安芸市防災センター
  - (3) 幡多会場  
幡多郡黒潮町入野176番地2 ふるさと総合センター
- 3 受験願書の提出期間及び提出方法  
受験願書は、令和5年5月8日（月）から同年6月2日（金）までの間に、郵送（簡易書留郵便に限る。）により提出するものとし、令和5年6月2日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 4 受験願書の提出先  
東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号 JACCビル5階（郵便番号103-0012）  
公益社団法人調理技術技能センター

## 5 受験願書の配付時期等

令和5年5月8日から同年6月2日までの間に、県内の各福祉保健所及び高知市保健所、高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー並びに県内の各市町村窓口において配付する。

## 6 その他

- (1) 受験についての必要事項は、受験願書に添付する案内書により指示する。
- (2) 詳細については、公益社団法人調理技術技能センター（電話番号03-3667-1815）に問い合わせること。

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第493号	消石灰	65消石灰	アルカリ分 65.0	該当なし	有限会社 井上満吉 商店	南国市稲 生760番 地	令和11年 1月27日
高知県第606号	〃	70粒状消 石灰	アルカリ分 70.0	〃	入交石灰 工業株式 会社	南国市稲 生3240番 地	令和10年 11月6日
高知県第637号	〃	60消石灰	アルカリ分 60.0	〃	東洋電化 工業株式 会社	高知市萩 町二丁目 2番25号	令和10年 10月29日
高知県第638号	〃	粒状60消 石灰	〃	〃	〃	〃	〃
高知県第639号	〃	65消石灰	アルカリ分 65.0	〃	〃	〃	〃
高知県第640号	〃	粒状65消 石灰	〃	〃	〃	〃	〃
高知県第677号	炭酸カルシウム肥料	広浦苦土 炭酸石灰 1号	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 10.0	「含有を許される有害成分の最大量」及び「その他の制限事項」は、普通肥料の公定規格のとおり。	広浦鉱業 株式会社	東京都品 川区二葉 一丁目6 番2号	令和11年 2月8日

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥

料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

令和5年2月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の結果の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	土佐石灰化工協業組合	72.0防散消石灰	主成分－AL				
〃	井上石灰工業株式会社	粒状60消石灰	〃				
炭酸カルシウム肥料	シーシーエフジャパン 有限会社	CCF15苦土炭酸石灰	主成分－AL、S-MgO				

- 備考 1 「分析検査」欄及び「その他の検査」欄は、検査対象荷口全体を代表しうるように必要袋数（ばらの場合は、必要部位数）を抽出して検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は、次のとおりである。  
AL－アルカリ分、S-MgO－可溶性苦土

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

令和5年2月分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売）届出業者	届出名（商品名）	検査の結果の概要		備考
たい肥	高知県畜産試験場	家畜ふん堆肥	TN	1.08%	
			TP	1.36%	
			TK	2.34%	
			C/N	20.6	
			水分	48.2%	
〃	有限会社鈴木	四万十麦酒牛堆肥	TN	0.87%	

			TP	1.22%	
			TK	1.79%	
			C/N	25.7	
			水分	50.0%	
〃	高知県農業協同組合	牛ふんオガクズ堆肥（もうたくん）	TN	1.08%	
			TP	2.27%	
			TK	2.28%	
			C/N	19.1	
			水分	50.5%	

- 備考 1 主成分の略号は、次のとおりである。  
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量  
 2 分析値は、原則として現物当たりの数値である。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、同法第34条の2第1項の規定により開発許可を受けたとみなされる者が行った開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

開発協議番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けたとみなされる者の住所及び氏名
令和5年1月27日 4高幡土開第9号	土佐清水市清水ヶ丘 404	高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県教育長 長岡 幹泰